

40 官立・公立学校学生生徒退学の者採用方達の儀上申

〔明治十六年十一月〕

(注記3)(注記1)

官立公立学校学生生徒退学の者採用方御達ノ儀ニ付上申

当省主管ノ諸学校学生生徒ノ儀ニ付テハ夫々取締致居候得共頃
日怠惰暴慢之徒往々純良之学生生徒ヲ教唆シテ暴行ヲ為サシム
ル等之所為有之学政上障害ヲ醸スベキ係念モ有之候ニ付此際一

層嚴肅ノ取締方相設ケ右等官立公立学校ノ学生生徒ニシテ退学

(注記4)

セシメ候者ノ内其違犯ノ^(マア)状情重キモノハ悔悟ノ実跡ヲ得ル迄官
公私立ノ学校へ入学禁止可致候間官省院庁府県等ニ於テモ漫ニ
採用セサル様御示達相成度依テ御内達案相添此段上申候也

明治十六年十月三十一日

文部卿 福岡孝弟

太政大臣 三條實美殿

追テ差掛候儀有之候間本文至急御裁可相成度候也

上申ノ趣聞届別紙ノ通内達候事

明治十六年十一月五日

御内達案

官省院庁府県

文部省直轄官立学校学生々徒及公立学校生徒ニシテ怠惰不品行
其他犯則ニ係リ退学セシメ候者之内文部卿ニ於テ官公私立ノ学

(田中)(注記2)
①

校へ入学ヲ禁止シタル者ハ其退学ノ日ヨリ満三箇年ヲ經過セサレハ採用スヘカラス尤退学者ノ姓名ハ其都度文部省ヨリ通報スヘシ此旨内達候事

但満三箇年ヲ經過スト雖モ学校教員トナスニハ教育令第三十

七条但書ニ準拠スヘキハ勿論タルヘシ

明治十六年十一月五日^(附印) 太政大臣

^(注記5)

^(注記6)

官省院庁府県

文部省直轄官立学校学生々徒及公立学校生徒ニシテ怠惰不品行其他犯則ニ係リ退学セシメ候者ノ内文部卿ニ於テ官公私立ノ学校へ入学ヲ禁止シタル者ハ其退学ノ日ヨリ満三箇年ヲ經過セサレハ採用スヘカラス尤退学者ノ姓名ハ其都度文部省ヨリ通報スヘシ此旨内達候事

但満三箇年ヲ經過スト雖モ学校教員トナスニハ教育令第三十

七条但書ニ準拠スヘキハ勿論タルヘシ

明治十六年十一月五日

太政大臣 三條實美 印

明治十六年十一月二日^(注記7)

大臣 花押^(三條) 花押^(有栖川)

内閣書記官

^(作田) 印^(谷津) 印^(田中) 印^(注記8)

文部省上申官立公立学校学生生徒退学ノ者採用方之事

右回議ニ供ス

参議 大木花押 伊藤 西郷 山田 大山 福岡 山縣 井上花押 松方 川村花押 佐々木

明治十六年十一月二日

第二局 印

別紙文部省上申官立公立学校学生々徒退学ノ者採用方御達ノ義ヲ案スルニ右取締方法ヲ設クルハ事実不得止次第別ニ支障ノ廉不相見候間申稟ノ趣御裁可ノ上御内達相成可然哉仰高裁候也

御指令案

上申ノ趣聞届別紙ノ通内達候事

明治十六年十一月五日^(金子) 印

御内達案

成案ノ通

参照

教育令

第三十七条

教員ハ男女ノ別ナク年齢十八年以上タルヘシ

但品行不正ナルモノハ教員タルコトヲ得ス

別紙御内達書及御廻付候也

明治十六年十一月五日

内閣書記官

柳原賞勲局総裁殿 承了

第一局書記官御中 (井上) 印

第二局書記官御中 (多田) 印

文書局書記官御中 (棚) 印

〔抹消〕
〔會計局書記官御中〕

修史館監事御中 (長松) 印

(注記9)

官省院庁府県

文部省直轄官立学校学生々徒及公立学校生徒ニシテ怠惰不品行
其他犯則ニ係リ退学セシメ候者ノ内文部卿ニ於テ官公私立ノ学
校へ入学ヲ禁止シタル者ハ其退学ノ日ヨリ滿三箇年ヲ經過セサ
レハ採用スヘカラス尤退学者ノ姓名ハ其都度文部省ヨリ通報ス
ヘシ此旨内達候事

但滿三箇年ヲ經過スト雖モ学校教員トナスニハ教育令第三
十七条但書ニ準拠スヘキハ勿論タルヘシ

明治十六年十一月五日

太政大臣 三條實美 印

(注記1)

〔秘〕

(注記2)

〔調用〕
印

(注記3)

〔第二局〕

(注記4)

〔五〕(簿冊内件名番号)

(注記5)

〔板垣〕
印

(注記6)

〔内閣書記官局ノ令第 号〕

(注記7)

〔文甲四三号〕

(注記8)

〔日野〕
印

(注記9)

〔内閣書記官局ノ令第 号〕

〔自明治十五年至同十八年
公文別録 文部省〕
2A.1. ②29